ー都税についてのお知らせー

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

１月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23 区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和８年１月１日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和８年２月２日（月）

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧いただけます。

東京都主税局　償却資産　検索

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます

eLTAX ホームページ

エルタックス　検索

eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー